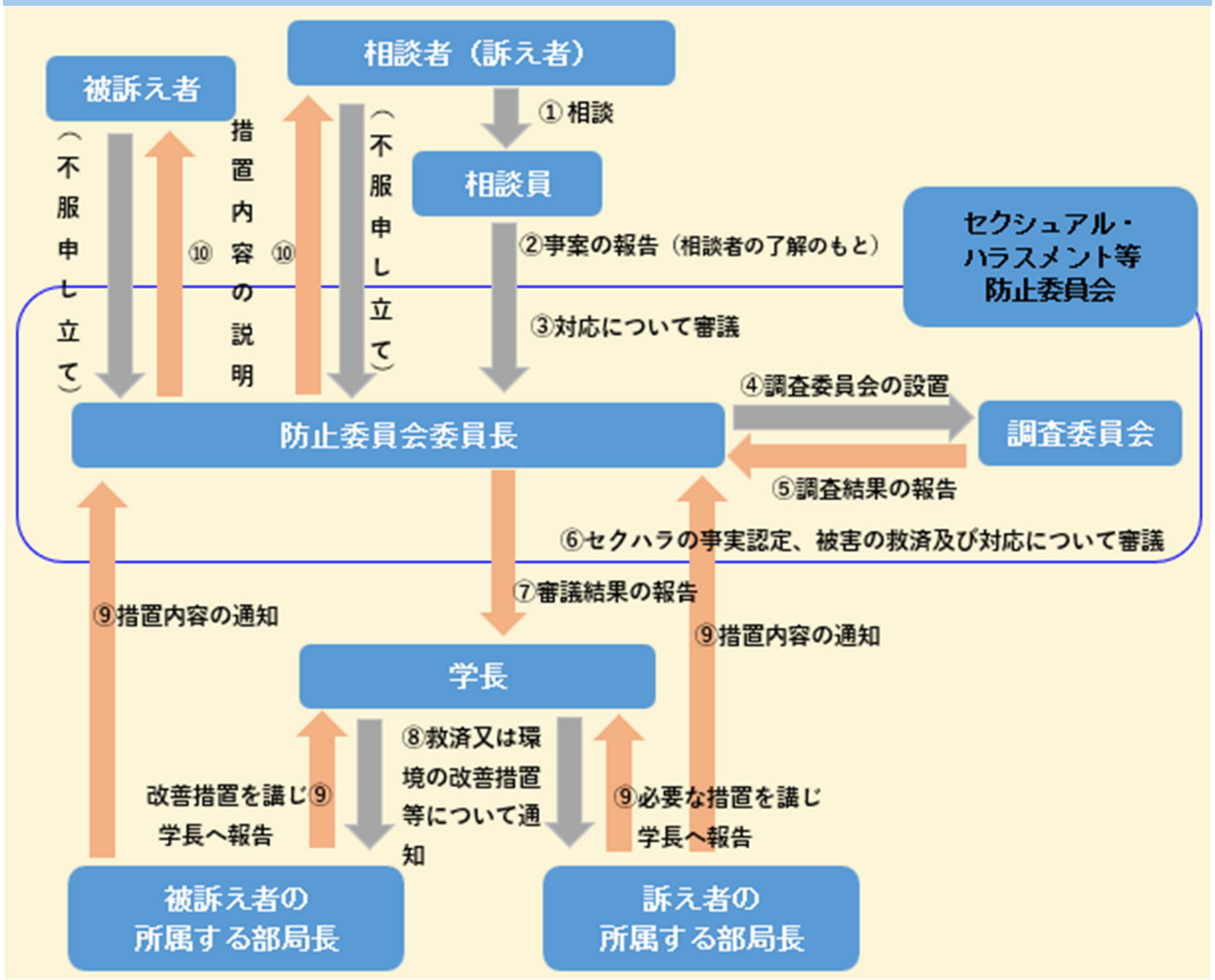
セクシュアル・ハラスメント等の場合



①相談者は、相談員に相談する。
②相談員は、相談者の了解を得て、相談内容を防止委員会委員長（以下、委員長という）に報告する。
③委員長は、相談員から報告を受けた相談内容について防止委員会に諮る。
④委員長は、防止委員会の審議結果に基づき、防止委員会の下に調査委員会を設置する。
⑤調査委員会は、事実関係を調査し、2か月以内に調査結果をまとめ、これを委員長に報告する。ただし、2か月以内に調査が完了しない場合において、やむを得ない事由があるときは相当期間調査期間を延長する。
⑥委員長は、調査委員会から報告された調査結果を防止委員会に諮り、防止委員会は、セクシュアル・ハラスメント等の事実認定、被害の救済及び対応について審議する。
⑦委員長は、防止委員会の審議結果を学長に報告する。
⑧学長は、委員長からの報告に基づき、必要に応じセクシュアル・ハラスメント等からの救済又は環境の改善措置等について被訴え者及び訴え者の所属する部局等の長（事務組織の各部等にあっては、総務部長とする。以下同じ。）に通知する。
⑨被訴え者の所属する部局等の長は、すみやかに改善措置を講じ、学長に報告するとともに、委員長及び訴え者の所属する部局等の長に対し措置内容を通知する。また、訴え者の所属する部局等の長は、必要な措置を講じ、学長に報告するとともに、委員長に対し措置内容を通知する。
⑩防止委員会委員長は、措置内容を訴え者及び被訴え者に説明する。